

ジュオン・デ・ロングレイ  
教授著『多子』について

牧 健 二

フランス国立エコール・デ・シャルト名譽教授・元東京日仏会館館長・日本学士院名譽会員ジュオン・デ・ロングレイ氏は、昨年の末「多子、二代の後の物語」(TASHI, le Roman de Cœlle qui épousa deux Empereurs)と題する本を巴里で公刊された。今回は上巻で近く下巻が出る予定。

藤原多子(一一四〇—一二〇二)は徳大寺公能の女で、藤原頼長の養女となった。久安六年(一一五〇)近衛天皇の皇后になったが、永暦元年(一二六〇)再び二条天皇の後宮に入ったので、世に二代の后と称された。わが国の歴史ではこの事実以外別に注意されていないこの一女性を、ロングレイ教授はなぜ特にとりあげて、大きな本を二巻までも丹誠こめて書いたのであるか。それは、多子が若くて美しく教養が高かったから、皇室のタブーを破って二度までも後宮の人となったという異例の女性であるということによって、著者がその女性に興味をもったからではない。歴代の多くの皇后の中から特に多子をえらんだ理由は、著者が彼女とその周辺において生じた諸種のできごとを叙述することによって、日本法史における儀礼の意義のおもいことを明らかならしめるため

あり、ことに第十二世紀における皇室の結婚のひとつのケースを詳述することにより、同時代の結婚の物語ではよくわからない多くの点を明らかにすることができるからであると説いている。

本書では多子が近衛天皇の皇后になるまでの次第と皇后多子の宮廷生活、及び父頼長について保元の乱でたおれるまでのことが書かれている。初に頼長の家族及び多子について述べ、康治元年八月九日(一一四二・八・三)多子が女御代に任叙された時代から、詳しく年月日をたどって、多子と頼長との経歴を記述すると共に、彼等が関係した各種の儀式及び行事、並に宮廷内の諸官職とそれをつとめた人々に関する詳細な説明がなされている。史料は主として頼長の日記「台記」とその別記たる「婚記」とに依っているが、必要に応じて小右記・左経記・山槐記・兵範記などの公家の日記類、公卿補任・尊卑分脈など公家の地位と家系の記録、大鏡・今鏡・愚管抄など彼等の時代とほど遠からぬ時代にできた公家の史書類などを洩れなく利用している。そしてそれらの史料の利用に当っては、いかなる版本によったか、筆者はいかなる人物であるかなどについて詳しい解説をつけている。以て著者がこれらの根本史料のうちから、あらゆる困難をおかして材料を集め、いかに真剣に問題にとりくんでいるかがわかる。本書は概して年代記的に事実を克明に記述したものであるから、我々日本人には特に目新しいものはないかも知れないが、西洋の学者の本で平安末期から鎌倉初期にかけての、日本の宮廷及び貴族の生活について、これほどまで詳細に史実そのものを探究し、それらをありのままに活写するに努めた著書は前例がなく、まさに本書を以て最初とする。それは西洋の史学界に非常な貢献であるに相違

なく、我々にとつても日本の王朝文化を西洋流に把握し且つ歐文で表現する仕方などを知る上に、この上なく役に立つという如きことはもとより、西洋の卓れた学者の日本史に対する探究が、いかに深く行なわれつつあるかを知りうる材料であつて、ロングレイ氏の努力に深く敬意を表せざるをえないのである。

本書の著者が多子の研究をとおして表現しようとして欲しているものは、日本における儀礼の重要性である。氏は儀礼が固定して慣例化したものを礼俗 *ritual* とよび、それが習慣法としての効力を有する点においてそれを法俗 *institution* とよんでいる。ロングレイ氏の言によれば、ここに法俗というのは、*institution* という文字は同じでも、十九世紀が教えこんだ鹿爪らしい法律上の制度ではない。礼俗の規定は厳格であり、それが細かいところまで行なわれることを要求する。またそれを侵す者が懲罰をうける点でも法律と共通する。礼俗の厳格さは礼俗がもつところの効力に比例する。礼俗は完全に慣習であるから、不運な者は或は無智により或は空想によつて不用意にそれを侵して制裁をうけながら、なぜ制裁されるかの理由を知らないことすらあるほどである。

礼俗は法律と同様に生きたものとして研究されることを要する。礼俗をとらえるためには、社会学的にその要素を枚举し、定義し、分類し、説明するだけでは十分ではないだろう。恰も宗教的事実に対するように、より多くのデリカシーが要求される。礼俗の行為が我々の前に生きているのを見なければならぬ。日本のエスプリを明らかにするには、科学的正確さを以て学問が要求する知識の総体を以てしたのでは不十分である。ロングレイ氏は日本における礼俗の重要性をこのように説いた後、日本の優秀な著作家

たちの正確でよく立証された研究の中に、稀にしか日本の法俗の魂そのものであると、私には思われたものを見いだせなかつたので、私の驚きは大きかつたと述べている。また氏は外国人のやり方で、法律学者や社会学者が、恰も植物学者が植物を研究することと同じ調子で、日本の神秘的で定義しがたい礼俗を研究することは不可能で、それらは殆ど直観的に把握する他はないものではないだろうかとみずから反問したと述べている。日本の礼俗をとおしてあらわれたデリケートな感覚は生きものであるから、定式化してはならないとも説いている。著者が「多子」において年代記的叙述を以て、第十二世紀における日本の礼俗をひとえに具体的に記録することに専念しているのは、礼俗のかような性格を深く感得したからであろう。日常諸般の生活の実態をはなれては、生きた礼俗を捉えることはできない。

このようにロングレイ教授は日本における礼俗のおもき意義を指摘する。日本以外では発見することのできなかつたものを前面におしだし、これに類する殆ど無限の古記録の宝庫に恵まれた日本において、無限によりよい仕事ができることを主張して、この仕事に従う競争者の出現を刺戟するという希望をあらわすためにこの本を書いたというのである。実にロングレイ氏の外国(日本)史研究所では、以前から特に啓発的なケースの深く細かい吟味へと多くの注意を向けてきたが、朝廷の女性的環境の中から、この若い皇后多子を幾時代にもまたがる日本の沢山の皇后たちの中から切り離して、まずこれを書くことにしたのであるが、初はわきみちであつた仕事が一巻の本になるに至つたと述べている。氏はこの研究が日仏両国民の間の友情に負うてゐることを切言してい

るが、このたび九州大学の依頼に応じて来日され、京都大学へも来講されたので、氏の旧著『鎌倉時代』の続刊について尋ねたところ、吾妻鏡の全訳の稿本もできておるときいて、私は大におどろき、著者に対して心からなる敬意を表する者である。

ロングレイ氏がこの本で礼俗とよんでいるものは、ほぼ我々が公家の故実とよんでいるものに相当するであろう。王朝時代が下るにつれて、官職位階の制度は形骸を止めるにすぎなくなるともに、これに伴うて外面的な儀礼をたつとぶ無数の慣例を生じた。この慣行は華麗な宮廷生活を、おのずからにできあがった礼俗で固めるようになった。そうした礼俗はロングレイ氏がいわれる意味においての法俗 *institution* ではなからうか。公家の社会ではそれらを侵すことは、法を犯すのと同様に戒むべきことになっていた。それだから王朝の貴族の身分が高ければ高いほど、礼俗をわきまえていることが必要であり、従ってまた平素からそれについての知識を貯えておく必要があった。それについては有識とよばれた専門家があって、知識を供給したほどであるけれども、その本質は儀礼的慣行であるから、身を以てそれを体験することが、それを知るための最善の方法であった。併しロングレイ氏が礼俗と称ぶものは勿論公家の故実のような断片的な知識のたぐいではなく、公家社会の法の生命をその中に宿す慣行の全体の総称である。管見によれば、王朝時代の公家の生活が儀礼を重んじたのは、法制の本質は礼であるという中国法の思想が、律令法の制定に伴うて、わが国に輸入されたの由来するであらう。中国では周礼は礼典の書であり官制の書であった。律令法は五倫五常の道徳を重しとし、それを一貫する者は礼であった。だから中国の文化に

心酔し漢詩漢文が貴族階級必須の教養の如くになった平安朝では貴族は礼俗を重んじた。官職位階で各人の身分が定まっていた彼等の社会は、礼俗を本にして秩序ある生活が行なわれていたのである。ロングレイ教授の言の如く、礼俗は貴族社会において守られなければならない慣習法を成していた。そしてそれが保守的に古い慣行を守って変えない傾向の強いものであったこともまた、同教授が云われるとおりである。

ロングレイ教授は日本の学者、特に西洋の科学的研究に熟達した学者が、礼俗の研究をおろそかにしていることを知って驚かされたと云われているが、これは我々日本の法制史を専攻する者にとっては頗る参考になる評言である。だがこれについては、いちおう、次の事実を考慮していただきたい。だいたい日本法制史に關する研究は、律令の研究から始められたもので、礼俗の研究は決してなおざりにされていなかった。先に云ったように中国法は礼の觀念の上に成り立っていたのであるから、律令の研究は礼を忘れず、また王朝時代はもとより徳川時代においても、身分社会の生活は身分相應の礼俗を尊重しなければならなかった。明治時代になつても最初の日本法制史は律令の官職及び諸制度とこれに伴うた礼俗を重視していた。その一端は国学院編纂の『法制論纂』及び『統法制論纂』の項目を見てもわかるであらう。

わが京都大学の初代の法制史の講義は、律令の官職位階の制度に重点をおいたもので、池辺義象氏の『日本法制史』がある。その次に三浦周行博士が文学部の国史学の教授で、法学部の日本法制史を担当されたが、日本歴史のうちの日本法制史という点で、礼俗のかおりを残すものであった。しかし法学部において西洋法

学に根拠を有する日本法制史を要求したのは当然のことであつて、東京大学の中田薫博士に至つて近代法学のメスを振つた古法の分析が行なわれ、ことに私法の領域が新に比較法制史の見地に立つて開拓された。ここに初めて近代の公法私法の権利義務の諸概念の体系に適応した日本法制史の誕生を見たのである。併し同時にここに至つて日本法制史はロングレイ教授のいわゆる礼俗から最も遠ざかるものになつていふと云えよう。だから我々今日の日本の法制史家が礼俗の研究をおろそかにしているのを知つて驚かされたというのに無理はなからう。日本の古法にやどる礼俗はロングレイ教授の言の如く、デリケートな感覚に結びついたものであつて、西洋法学のするどい分析には適しない。またこれは氏も云われるとおりに保守的傾向のつよい慣行であるから、近代史学における進歩的発展的考察から見のがされやすい。その上に礼俗は中国的な礼の思想を本にした慣行であつて、羅馬法的な権利思想とそりの合わないものがある。このような理由で日本法制史の研究が、近代法学の体系と諸概念とを重んずれば重んずるほど、たとい王朝時代の貴族制度を専攻したとしても、その礼俗に深く立ち入つてそれを捉えることは困難であらうと思ふ。

だがそれだからといって、公家や武家の法俗であつた礼俗の研究をおろそかにしてもよいというわけのものではない。ロングレイ氏は「多子」において表現しようとした日本の礼俗を、日本において見られ他国においては見られないような慣行であるとして、その学問的価値を高く評価している。恐らくそのように云えるのである。また氏は礼俗を以て日本法の魂とも云ふべきものであるとされている。この場合の魂はもちろん形式化してしまつた公家武家の故実というが如きものではなく、法を裏つけるところの礼俗

を指すという意味でうけとるときにおいて、私にはロングレイ氏の云わんとするところを正しくうけとめることができるように思える。そしてこのような意味における礼俗は、ひとり公家武家の故実のみではなく、少なくとも律令以後のあらゆる日本法の裏側に潜在していたのではなからうかと思ふ。それならば我々は西洋の近代法学の概念によつて日本法制史を書くと同時に、それをその基礎に横たわれるより、広い意味の礼俗との関係において捉えることは、頗る望ましいことがらであるのみならず、ぜひとも行なわれなければならない重要課題であると思ふ。

そうすると日本法制史の基本問題として、何が日本古来の法制の根底に存する礼俗であり、法俗であつたかを探究しなければならぬといふ問題に逢着するであらう。これは日本古法の体系が羅馬法の体系と異なるものであつたことを考えしめねばやまない。そして私が『日本法制史概論』において表出した共同体的な日本古法の体系は、未熟ながらそれと無関係ではない。それについて多少の管見がないではないが、その発表は他日にゆずらう。

私はロングレイ教授の日本法史に関する著書を二回紹介した。

第一回は『鎌倉時代』の第一巻(Age of Kamakura, Vol. I, 1950)を本誌一九五一年一月号において、第二回は氏の好著『東と西』(L'Est et l'Ouest, 1958)の日本封建制に関する部分を『法制史研究』第一〇輯(一九五九)において紹介し、それらについての管見を述べた。今回はその第三回目であるが、フランスにおいてロングレイ教授の如き日本法制史の研究に没頭する学者を親友としてもつことは、私の最も喜びとするところである。(Institut de Recherches d'Histoire étrangère, Paris, 1965. B 6 倍版、七二四頁、天金美本、一万円〔東京日仏会館版〕) (龍谷大学教授)